

## 令和6年狛江市教育委員会第2回定例会会議録

日 時 令和6年2月6日(火) 15:00～15:40

場 所 庁舎4階特別会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 斉藤 茂好・熊谷 勝仁・小川 敦子・森 昌子

事務局 (議案説明者)

教育部長 波瀬 公一

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

調整担当理事 上田 智弘

学校教育課長 植木 崇晴

公民館長 浅井 信治

傍 聴 1名

### 1 審議事項

(1) 議案第1号

狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

(2) 議案第2号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

(3) 議案第3号

狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

(4) 議案第4号

狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則

(5) 議案第5号

狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱

### 2 報告事項

－議会報告－

(1) 令和6年狛江市議会第1回臨時会の結果について

－行政報告－

な し

－事務報告－

(1) 令和6年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(1)

(2) 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果 狛江市の状況」  
について

### 3 追加審議事項

(1) 議案第6号

狛江市立学校長及び副校長人事の内申について

(2) 議案第7号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の臨時代理の承認を求めることについて

(3) 議案第8号

狛江市教育委員会職員の懲戒処分について

教育長

ただいまから、令和6年狛江市教育委員会第2回定例会を開会します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「森委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件(1)議案第1号「狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件につきましては、狛江市学校運営協議会に対する教育委員会の必要な措置等を追加するため、所要の改正を行うものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長

本規則につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく狛江市学校運営協議会について必要な事項を定めております。

今回の改正は、3点の事項について追加するため、改正を行うものです。内容としましては、1点目は、学校運営協議会が児童及び生徒の意見を尊重するための努力規定を設けること、2点目は、各学校運営協議会が横断的に連携できるような情報交換及び情報共有のための会議を設ける等、教育委員会が学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置等を規定すること、3点目は、学校運営協議会が規則等の範囲内において必要な事項を定めることができる等の運営に必要な事項等を規定することとなっております。

なお、この規則は、令和6年4月1日から施行することとしております。

教育長

それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

斉藤委員

議会の一般質問も踏まえた改正ということだと思いますが、各運営協議会とのコンセンサスはどうなっているのでしょうか。また、議会の一般質問への対応に関して、どのような形で、議会へ報告するのでしょうか、教えてください。

学校教育課長

11月9日に事務局と各ゾーンの会長・校長の代表者で、コミュニティ・スクール情報交換会を実施いたしました。その際に、狛江市議会第3回定例会にて議員から質問があった内容を報告し、議員の提案にある児童・生徒の意見を聞く機会の設定、情報交換会の開催等について規則改正を検討している旨を説明し、合意形成を図っております。また、この度の規則改正につきましては、議会に対し、「一般質問の措置状況」を定期的に報告する機会がありますので、3月の第1回定例会に一般質問の措置状況として報告する予定です。

斉藤委員

引き続き、議員のみならず、様々な方から意見を聞きながら、狛江市のコミュ

ニティ・スクール制度をより良いものにしていってください。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（１）議案第１号「狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（１）議案第１号を承認します。

次に、付議案件（２）議案第２号「狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は、令和６年度要保護児童生徒援助費補助金の単価が引き上げられたこと等に伴い、必要な事項を改めるものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件につきましては、文部科学省より、令和５年度要保護児童生徒援助費補助金の単価の引き上げの通知があったことに伴い、市における該当の支給項目について金額を改めるものです。内容といたしましては新入学学用品費、新入学学用品費（入学前支給）で、現行小学生 54,060 円であったものが、小学生 57,060 円に引き上げるものです。なお、新入学学用品費（入学前支給）は、３月に支給することから規則の公布日より施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（２）議案第２号「狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（２）議案第２号を承認します。

次に、付議案件（３）議案第３号「狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」、付議案件（４）議案第４号「狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則」、付議案件（５）議案第５号「狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱」は関連する事項ですので、一括して審議します。本件は、狛江市立公民館条例の改正を受けて、必要な事項を改めるものです。詳細は公民館長より説明します。

公民館長 本件につきましては、令和５年11月の狛江市立公民館条例の改正を受けて、利用区分を３区分から４区分に変更し、あわせて閉館時間の変更等を行うことにつき、所要の改正を行うものです。また、中央公民館で実施している一部の祝日（成人の日、海の日、敬老の日及びびスポーツの日）の開館を西河原公民館でも実施い

たします。なお、この規則は9月1日から施行いたします。

また、この狛江市立公民館条例施行規則の改正に伴い、付議案件（4）議案第4号「狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則」、付議案件（5）議案第5号「狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱」についても必要な様式改正や文言修正等を行っています。

教育長                    それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員                中央公民館と西河原公民館の開館日、年間の開館日数が長らく違っていたことを知りませんでした。利便性向上の観点から、利用時間の区分や閉館時間の変更等を行うなかで、開館日数についても、今回統一したことは分かりやすくするために良いことだと思います。開館日と開館日数が違っていた経緯について、分かれば教えてください。

公民館長                中央公民館の祝日開館の実施については、国民の祝日に関する法律第2条に定める国民の祝日のうち、月曜日を国民の祝日とする、いわゆる「ハッピーマンデー制度」により、「月曜日に活動している団体の活動日が減ってしまう」など、中央公民館の祝日開館を求める声を受け、平成26年度の試行実施を踏まえて平成27年度から本格実施したのになります。

西河原公民館で祝日開館を実施しなかった理由については、中央公民館と比較して利用率が低い上、西河原公民館を利用する団体からは特段要望がなかったことが考えられます。

小川委員                今後もより多くの市民の方に公民館を利用していただけるように、気づいたことは必要に応じて見直していただきたいと思います。

教育長                    他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（3）議案第3号「狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」、付議案件（4）議案第4号「狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則」、付議案件（5）議案第5号「狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長                    それでは、付議案件（3）議案第3号、付議案件（4）議案第4号、付議案件（5）議案第5号を承認します。

次に、議会報告1「令和6年狛江市議会第1回臨時会の結果について」、報告を求めます。

教育部長                令和6年狛江市議会第1回臨時会は、令和6年2月1日に開催されました。一

般会計補正予算（第6号）では、教育関連予算として、物価高騰の状況を踏まえ、保護者負担を軽減するため、市立小・中学校の3学期の給食費を無償化するための経費が計上されています。詳細については、後日発行される議会報や議会ホームページ掲載の議事録を御確認いただければと思います。

教育長                    それでは、議会報告に対する質疑・御意見を伺います。

森委員                    給食費の無償化について、学校からお知らせがあり、新聞報道でも確認しましたが、26市の中で府中や武蔵村山に続いて、無償化に動いていただいたことは高く評価したいと思います。そうなるとう引き続き来年度はどうなるのか気になりますが、新年度予算については今の時点で調整中と理解してよろしいのでしょうか。

学校教育課長            御質問のとおり、調整中です。

森委員                    三多摩格差がいわれて久しいですが、子どもたちへの対応については、23区同等であってほしいと思います。東京都の補助制度の活用など、引き続き無償化の検討をお願いします。

教育長                    他に質問等、何かございますか。なければ、次に事務報告を受けます。  
事務報告1「令和6年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について（1）」について、報告を求めます。

学校教育課長            学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について、資料のとおり実施しました。

教育長                    次に、事務報告2「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果 狛江市の状況」について、報告を求めます。

指導室長                   東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査は、「児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること」を目的に、東京都公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等で全学年の児童・生徒を対象に行われております。

調査内容は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、中学校では持久走、50m走、立ち幅跳び、小学校のソフトボール投げ、中学校のハンドボール投げの体力・運動能力に関する調査と、質問紙による生活・運動習慣等の実態に関する調査があります。なお、中学校の体力・運動能力に関する調査では、20mシャトルランか持久走のいずれかを選択することができます。

本資料では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査が小学校第5学年、中学校第2学年で実施されていることに合わせ、同学年の結果を記載しております。資

料のとおり、小学校では全国と比べると、「20mシャトルラン」、「ソフトボール投げ」に課題があることが分かり、中学校男子は全国及び東京都と比べると「上体起こし」、「長座体前屈」、女子も「長座体前屈」に課題があることが分かります。

生活・運動習慣等については、「運動やスポーツを行う頻度」「運動やスポーツを行う時間」の、いわゆる運動への取組状況についての結果を記載しております。東京都平均と比べ、中学校第2学年女子の「運動やスポーツを行う時間」にやや有意差があり、本市における運動の二極化の一端が伺えます。

これらの課題解決に向けて、学校の教育活動において授業改善を推進し、児童・生徒が様々な運動を経験することで楽しさや喜びを味わうとともに、進んで運動に取り組めるようにすることが重要であると考えております。引き続き、学校訪問やかけはしプロジェクト委員会等を通して、学校に指導・助言してまいります。

教育長                    それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

熊谷委員                事務報告2つについて、狛江市の子どもたちの体力は、ほぼ平均的でよいのではないかと思います。昨今、全国的に子どもたちの体力の低下がいられています。子どもたちの全般的な体力に関する課題は、どのように捉えていますか。

指導室長                子どもたちの体力に関する課題は、運動習慣の問題、生活習慣の問題、体育授業の問題、あるいはライフスタイルの変化等の生活環境など、様々な要因が重なり多岐にわたっています。

学校では、授業改善のみならず、早寝・早起き・朝ごはん等の生活習慣への働きかけによる生活改善に向けた啓発も日常的に行っています。

また、文部科学省発行の「子どもの体力向上のために取組ハンドブック」では、家の人と運動する機会が多い子どもは、体力合計点が高いという結果があります。

子どもの体力向上に当たっては、運動を「する」「見る」「支える」「知る」などの機会を学校と家庭・地域が連携して確保していく必要があると考えています。

熊谷委員                子どもたちが運動が楽しいと感じることができることが運動への意欲を高めていくと思います。体育授業を通じて、運動に親しむために様々な関わり方があること、体を動かすことの大切さだけでなく、生活習慣の確立も大切であるということ子どもたちが学べるように先生の指導力向上を図っていただきたいと思っております。

教育長                    これで予定していた議事は全て終了となりますが、ここで当初予定の議事日程に審議事項を3件、追加したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長

それでは、審議事項を3件、追加いたします。

追加付議案件（1）議案第6号「狛江市立学校長及び副校長人事の内申について」、審議します。なお、本件は人事案件となりますので、狛江市教育委員会会議規則第12条の規定に基づき、会議を非公開とすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

教育長

それでは、議事が終了するまでの間、会議は非公開とすることとします。

追加付議案件（1）議案第6号「狛江市立学校長及び副校長人事の内申について」、審議します。

〈非公開〉

教育長

他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

追加付議案件（1）議案第6号「狛江市立学校長及び副校長人事の内申について」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長

それでは、追加付議案件（1）議案第6号を承認します。ここで会議の非公開を解きます。

次に、追加付議案件（2）議案第7号「狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の臨時代理の承認を求めることについて」、審議します。

本件は、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づき、教育長が臨時代理したことについて承認を求めるものです。詳細は学校教育長より説明します。

学校教育課長

本件は、先の議会報告で報告しましたとおり、令和6年狛江市議会第1回臨時会において、一般会計補正予算第6号が可決されたことに伴い、保護者の経済的負担の軽減を目的として、令和6年1月から令和6年3月までの狛江市立学校在籍児童・生徒の学校給食費の無償化に関する必要な事項を追加するとともに、今後の無償化の方向性が定まっていないことから、今回、教職員等の給食費についてのみ、物価高騰対策相当分を増額しております。予算根拠となる児童・生徒の給食費への物価高騰等の影響の反映については、新年度に改めて学校給食費検討委員会において、妥当額を検討したいと考えています。

なお、この規則は、保護者への周知等の都合上、緊急の事情があることから、

「狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項」に基づき、令和6年2月1日に教育長が臨時代理し、同日付けで公布しています。そのため、同規則第3条第2項の規定により、承認を求めるものです。

教育長                    それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

追加付議案件（2）議案第7号「狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の臨時代理の承認を求めることについて」を了承することによろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長                    それでは、追加付議案件（2）議案第7号を承認します。

追加付議案件（3）議案第8号「狛江市教育委員会職員の懲戒処分について」、審議します。なお、本件は人事案件となりますので、狛江市教育委員会会議規則第12条の規定に基づき、会議を非公開とすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

教育長                    それでは、議事が終了するまでの間、会議は非公開とすることとします。

追加付議案件（3）議案第8号「狛江市教育委員会職員の懲戒処分について」、審議します。

〈非公開〉

教育部長                本件については、令和6年1月11日付けで教育支援課長から教育長へ事故報告書の提出があり、狛江市教育委員会職員の懲戒処分等の手続に関する事務取扱要領第4条の規定に基づき、教育委員会から、令和6年1月17日付けで、狛江市職員懲戒等審査会に当該会計年度任用職員の「懲戒処分の検討について」諮問を行い、令和6年2月5日付けで同審査会から答申があり、教育委員会として、この答申に基づき、資料のとおり、当該会計年度任用職員に対し、令和6年2月13日付けで、停職3か月の懲戒処分を行うことについて、承認を求めるものです。なお、答申では、管理監督者の責任については不問とするのが妥当であるとの意見が申し添えられております。処分日の2月13日に庁議及び議会へ報告後、公表する予定です。

教育長                    それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

追加付議案件（3）議案第8号「狛江市教育委員会職員の懲戒処分について」を了承することによろしいでしょうか。



〈異議なしの声〉

教育長

それでは、追加付議案件（3）議案第8号を承認します。ここで会議の非公開を解きます。

他になければ、以上をもちまして、令和6年狛江市教育委員会第2回定例会を閉会します。